

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	固定資産税及び都市計画税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大府市は、固定資産税及び都市計画税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大府市長

公表日

令和1年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税及び都市計画税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	1 地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産税及び都市計画税の賦課徴収を行う。 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 (1)固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者の特定(共有代表者の指定、相続人代表者の指定及び継承により所有する者を含む。) (2)名寄帳(土地及び家屋)の作成 (3)固定資産課税台帳の作成 (4)固定資産税及び都市計画税の賦課決定 (5)納税管理人の決定、変更又は廃止 (6)納税通知書送付先の名宛人の特定 (7)固定資産税に関する賦課に関する調査の相手方の特定 (8)固定資産税及び都市計画税の徴収
③システムの名称	(1)税務システム(Acrocity) (2)滞納整理管理システム(THINK TAX) (3)団体内統合利用番号連携サーバー (4)自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)DBファイル(固定基本、土地基本、家屋基本、償却資産基本及び課税基本) (2)滞納整理管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一「16」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号 別表第二「27」「28」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第21条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課、納税課
②所属長の役職名	税務課長 渡邊 修、納税課長 久野 幸裕
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課庶務統計係 住所:愛知県大府市中央町五丁目70番地 電話番号:0562-45-6271(直通) ファックス番号:0562-47-7320(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課資産税係 住所:愛知県大府市中央町五丁目70番地 電話番号:0562-45-6260(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 別表第一「16」	番号法第9条第1項 別表第一「16」	事後	
平成27年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 別表第二「27」「28」「29」	番号法第19条第7号 別表第二「27」「28」	事後	
平成27年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 久野 信親、納税推進室長 本田 徹	税務課長 田中 嘉章、納税推進室長 本田 徹	事後	
平成27年12月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)税務システム(Acrocity) (2)滞納整理管理システム(THINK TAX)	(1)税務システム(Acrocity) (2)滞納整理管理システム(THINK TAX) (3)団体内統合利用番号連携サーバー (4)自治体中間サーバー	事前	
平成29年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一「16」	番号法第9条第1項 別表第一「16」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
平成29年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二「27」「28」	番号法第19条第7号、第8号 別表第二「27」「28」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第21条	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長	①総務部 税務課、②税務課長 田中 嘉章、納税推進室長 本田 徹	①総務部 税務課、納税課、②税務課長 杉江 範久、納税課長 大島 將嗣	事後	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②税務課長 杉江 範久、納税課長 大島 將嗣	②税務課長 渡邊 修、納税課長 大島 將嗣	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②税務課長 渡邊 修、納税課長 大島 將嗣	②税務課長 渡邊 修、納税課長 久野 幸裕	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1から9		様式変更に伴い新たに記入	事後	